

規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律
規制の名称	被保険者記号・番号等の告知要求制限
規制の区分	新設
担当部局	保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・連携政策課
評価実施時期	平成31年2月
規制の目的、内容及び必要性	マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の仕組みの導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、資格情報の管理のための被保険者記号・番号等を個人単位化するため、個人情報保護の観点から、健康保健事業の遂行等の目的以外で被保険者記号・番号等の告知を求めることを禁止する。 規制の新設を行わない場合、個人単位の被保険者記号・番号等を利用したデータ突合により被保険者等のプライバシーが侵害されるおそれがある。
直接的な費用の把握	遵守費用や行政費用は発生しない。
直接的な効果(便益)の把握	規制の新設により、被保険者記号・番号等を利用したデータ突合による被保険者等のプライバシー侵害の発生を防止するほか、この個人単位の被保険者記号・番号等を利用し、個人番号カードによる資格確認が可能となり、保険者を異動しても個々人として資格管理が可能となり、資格の過誤請求等の削減や事務コストの削減といった効果が期待される※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
副次的な影響及び波及的な影響の把握	被保険者記号・番号等を用いて顧客情報の管理を行うことができなくなる点において、事業者の営業方法への影響が考えられる。 一方で、規制の新設後も、健康保健事業の遂行等の目的では許認可などの行政手続を経ずに利用でき、また被保険者記号・番号等の告知に該当しない範囲内で、被保険者証を本人確認書類として利用することは引き続き可能であるため、事業者の営業方法等への影響は小さいことが想定される(告知に該当するか否かの具体的な基準については今後検討予定。)
費用と効果(便益)の把握	規制の新設を行わない場合、個人単位の被保険者記号・番号等を利用したデータ突合により被保険者等のプライバシーという重要な権利が侵害されるおそれがある。 一方、規制の新設による事業者の営業方法等に対する影響は小さいものと想定されるため、規制の新設が必要である。
代替案との比較	要件を努力義務とする対応が考えられる。 この場合、要件の実効性の確保に問題があるため、採用案が妥当である。
その他の関連事項	なし

事後評価の実施時期等	この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用の状況、個人番号カードの普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。
------------	---